

(様式第1号)

公共用地境界確定協議依頼書

年 月 日

管理者

富田林市長

(依頼者)

住所

氏名

電話

実印

- 下記の協議地と公共用地（ 敷）との境界が不明ですから協議を依頼します。
- 下記の協議地について、公共用地（ 敷）境界確定図の再交付を依頼します。

既確定（ 年 月 日付 第 号 ）

記

協議地

(旧地名、地番：)

協議の目的

(連絡先) 住所
氏名
電話

(担当者)

当協議地はほかの官公庁に境界確定の申請書を提出

（ しています
していません ）

提出先

()

(様式第1号) (裏)

添付書類

【新規依頼】

- | | |
|-------------------------------------|---|
| (1)印鑑証明書 | 依頼者が個人の場合 |
| (2)印鑑証明書及び
資格証明書又は
法人の登記事項証明書 | 依頼者が法人の場合 |
| (3)委任状 | ①代理者が協議地所有者に代わり依頼を行う場合
②代理者が依頼者に代わり事務を代行する場合 |
| (4)登記事項証明書 | 協議地の登記事項証明書 |
| (5)土地調書 | 協議地、隣接地及び対側地を含む（調査者名、調査年月日を記入） |
| (6)地籍図（公図）の写し及び
地積測量図の写し | 協議地、隣接地及び対側地を含む（調査者名、調査年月日を記入） |
| (7)地図の訂正前・後を記した
図 | 現地と公図が一致しない場合（確定書交付までに地図訂正を終了させること。） |
| (8)現況実測平面図・横断面図 | 現況実測平面図については1/250程度 |
| (9)協議地付近の見取図 | 住宅地図等 |
| (10)その他、市長が
必要と認める書類 | 協議依頼内容に応じ、提出を求めます。（立会者名簿等） |

上記に加え、依頼者の住所・氏名が登記簿の記載事項と異なる場合には、

- | | |
|---|-------------------------------------|
| (1)戸籍謄本・附票・住民票等の写し（原本確認が必要）、
関係図（代理者記名捺印のこと）及び遺産分割協議書等の写し（原本確認が必要）並びに相続人の印鑑証明書 | 登記簿に記載されている土地所有者が死亡している場合 |
| (2)住居表示証明書、住民票、
戸籍附票及び法人の登記事項証明書等住所沿革が判明できる資料 | 登記簿に記載されている土地所有者の住所と印鑑証明書との住所が異なる場合 |

【再交付依頼】

新規依頼添付書類と同様 ※但し、(5)(7)(8)は必要ありません。

【注1】個人のプライバシーに関する書類については、原則として原本を還付します。

（例）戸籍謄本（抄本）、遺産分割協議書 等

【注2】法務局等で閲覧した書類や任意に作成された書類については、調査場所、調査年月日、調査者の氏名、捺印及び作成年月日等を記入願います。

【注3】印鑑証明書等の添付書類は、3ヶ月以内のものを添付願います。

【注4】協議依頼日及び立会日より6ヶ月以上経過しても協議が不調である場合には、書類をお返しすることがあります。なお、返戻通知日より3ヶ月以上受け取りがない場合には、再度連絡の上廃棄処分とします。

【提出物】

申請者、隣接者、利害関係者（対側者・水利組合・町総代等）の署名捺印（申請者は実印）と受任代理者の職名・登録番号・氏名・職印を表示した境界確定図を3部、前述の署名捺印のない受任代理者の職名・登録番号・氏名・職印を表示した境界確定図を1部、境界確定図のPDFデータ、DWG又はDXF及びSIMAデータをCD-Rにて納品することとします。

委任状

私儀

受任者
使用印

をもって下記の権限を委任します。

記

- 協議地の所在
- 上記協議地に係る公共用地（ 敷）境界確定に関する委任の範囲は次のとおりです。
 - 依頼に要する図書及び資料の作成並びに提出に関すること。
 - 協議地の現況実測平面図の作成、境界確定図の作成者としての現地立会。
 - 境界確定図の作成に関すること。
 - 境界確定通知書の受領に至るまでの事務。

年 月 日

依頼者

住所

氏名

(実印)

委 任 状

私 儀

受任者
使用印

をもって下記の権限を委任します。

記

1. 協議地の所在
2. 上記協議地に係る公共用地（ 敷）境界確定図の再交付依頼に関する委任の範囲は次のとおりです。
 - (1) 依頼に要する図書及び資料の作成並びに提出に関すること。
 - (2) 再交付通知書の受領に至るまでの事務。

年 月 日

依 頼 者

住 所

氏 名

(実印)